

議案第 79 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例(平成16年伊賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「等」を削り、同条中「を置き、主事」を削る。

第6条に次の2項を加える。

- 3 第9条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前になされた第1項の許可(第9条第3項の規定の適用によりなされたものを含み、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間における使用に係るものに限る。)は、当該指定管理者によりなされたものとみなす。
- 4 第9条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせた場合において、当該指定管理者によるセンターの管理が終了するとき(引き続き他の指定管理者にセンターの管理を行わせる場合を除く。)は、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間中に当該指定管理者によりなされた第1項の許可(市長がセンターの管理を行うこととなる期間における使用に係るものに限る。)は、市長によりなされたものとみなす。

第7条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項第2号中「及び」を「若しくは」に改める。

第12条を第15条とする。

第11条中「、備品等」を「若しくは備品等」に改め、同条を第14条とする。

第10条中「終わった」を「終えた」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「、使用」を「使用」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 センターの管理は、それぞれ法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条ただし書及び第5条ただし書の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、及び午後10時を限度として使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、センターを適正に市民の利用に供しなければならない。

2 指定管理者は、センターを管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定、第9条の改正規定、第10条の改正規定及び第11条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第9条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行

わせる場合において、指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。